公告第１８号

地方税法第２０条の２の規定により、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であるため、公示送達する。

令和　８年１１月１７日

和歌山地方税回収機構
管理者　岸　本　健

公　示　送　達　書

下記の書類は、当機構に保管してありますから、来所の上、受領してください。

送達を受けるべき者の氏名又は名称	東口　裕輔
送達する書類	地方税法の規定に基づき作成された、令和８年１１月４日付の地方税に関する書類１通

地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示をした日から起算して、７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公告第　３０　号

地方税法第２０条の２の規定により、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であるため、公示送達する。

令和　８年１１月１７日

和歌山地方税回収機構
管理者　岸　本　健

公　示　送　達　書

下記の書類は、当機構に保管してありますから、来所の上、受領してください。

送達を受けるべき者の 氏名又は名称	栗山　直子
送達する書類	地方税法の規定に基づき作成された、令和８年　９月３０日付の地方税に関する書類

地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示をした日から起算して、７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。